



税を考える週間協賛行事  
第10回 地域ふれあい講演会のご案内

平成27年

10月19日(月)

受付 17:00

開演 18:00~19:50

会場 厚木市文化会館  
大ホール

講演テーマ

「夢は必ずかなう」

無料

1,400名(先着順)

お申し込みは法人会事務局まで。詳細は12ページをご覧ください。

スポーツキャスター

まい

うみ

しゅうへい

舞の海 秀平 氏

法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

# 第4回通常総会を盛大に開催

## 新会長に小嶋完治氏が再任

去る6月19日、レンブラントホテル厚木において、第4回通常総会を盛大に開催した。第一部の功労者表彰式では、平素から会の運営等に尽力された方々並びに支部・地区に対して、会長表彰状、感謝状が贈呈された。また、第二部の通常総会では、事業報告及び決算報告をはじめ、任期満了に伴う役員選任案等の総会提出議案は全て可決承認され、新会長には小嶋完治氏が再任された。



新役員名簿 (敬称略)

役職	氏名	会社名
会長	小嶋 完治	㈱小嶋商店
副会長	中村 典子	㈱七沢荘
副会長	木下 幸治	木下建設㈱
副会長	山田 一志	㈱山一商事
副会長	神崎 進	㈱神崎工務店
副会長	浅岡 國芳	㈱アールアサオカ
副会長	島本 修一	㈱グローバル
理事	小野塚 徳博	㈱小野塚商店
理事	酒谷 伸幸	㈱酒谷工務店
理事	飯原 菊枝	㈱飯山倉庫
理事	黄金井 康巳	黄金井酒造㈱
理事	鍛代 勇	㈱鍛代勇石材店
理事	鈴木 武	㈱アイティージェイすずき
理事	細山 信	㈱細山電気
理事	林 庸行	㈱アイホーム
理事	會田 國安	㈱グッドネス
理事	宇佐美 晃	㈱宇佐美電器
理事	高畑 幸夫	㈱高畑造園土木
理事	吉橋 重行	㈱小島組
理事	関原 敏文	㈱セキトウウェブ
理事	小杉 伸夫	㈱アーバン
理事	小松 英子	㈱小松管工
理事	落合 秀人	㈱アイオイ商事
理事	河原 清	㈱ノーマ
理事	大橋 浩	㈱大橋硝子建材
理事	山口 昌興	㈱山口養豚場
理事	三橋 幸成	㈱幸和
理事	山崎 輝雄	㈱相模ボイラサービス
理事	宮本 眞	東日工業㈱
理事	二見 政宏	㈱双和倉庫
理事	原 一己	ライフデザイン㈱
理事	秋山 浩二	愛鋼商會㈱
理事	山野 能孝	㈱エヌケイハウジング
理事	山本 健三	神奈川県内陸工業団地協同組合
理事	山口 栄	日立オートモティブシステムズビジネスサービス㈱
理事	高橋 博	㈱高忠商事
理事	三橋 義人	三橋ビル㈱
理事	會田 義明	厚木興業㈱
理事	石丸 知義	㈱神奈川ハウジング
理事	中村 昭夫	㈱ナカムラ
理事	三平 宗憲	㈱クリアネスト
理事	新川 勉	税理士法人サンパートナーズオフィス
理事	中山 常夫	㈱中山石材店
理事	佐藤 稔	㈱ナガノ設備
理事	笹生 準一	㈱ヤマオ商事
理事	柿岡 守一	㈱カキオカ
理事	小林 知彌	㈱小林リビング
理事	新井 義夫	㈱アイシン建設
理事	野間 政江	㈱野間工業
監事	佐藤 喜美男	佐藤喜美男税理士事務所
監事	横山 則之	横山則之税理士事務所
監事	佐野 良人	税理士法人SaNo

第4回通常総会は、正会員162社(委任状提出正会員1365社、出席率62・3%)が出席し、また来賓として関係各界代表者が列席して盛大に行われた。第一部の功労者表彰式では、法人会活動に顕著な功績のあった41名、1支部、

5地区に対して、会長表彰状並びに感謝状が贈呈された。第二部の通常総会は、木下副会長の開会のことばで始まり、続いて物故会員に対して黙祷が捧げられた。次に小嶋会長から挨拶があり、会長が議長に就き議案審議に入った。

第一号議案の平成26年度事業報告及び財務諸表承認並びに監査報告承認の件については、高畑総務委員長から事業報告と財務諸表について議案説明があり、続いて佐藤監事が監査報告を行った。第二号議案の任期満了に伴う役員選任案承認の件については、會田選考委員長から説明があり、これらの総会提出議案は全て満場一致で原案どおり可決承認された。

第三部の懇親会では、新会長・新副会長の発表が行われ、また厚木市の小林常良市長からご祝辞をいただき、会員相互の交流を深め、盛会裏に終了した。



▲あいさつする小嶋会長

次に報告事項として、高畑総務委員長から平成27年度の事業計画及び予算について報告がなされた。また、来賓祝辞では、厚木税務署の鈴木忠良署長、神奈川県厚木県税事務所の伊勢茂樹所長、愛川町の小野澤豊町長、友誼団体の東京地方税理士会厚木支部の横溝勉支部長から、それぞれご祝辞をいただいた。最後は、中村副会長の閉会のことばで締めくくり、総会を終了した。なお、総会直後に開催された新役員による理事会において、会長及び副会長の選定を行い、新会長には小嶋完治氏が再任された。



# 平成27年度 会長表彰状・感謝状受彰者

## 一、個人の部(敬称略)

### ◎会長表彰状受彰者(永年勤続)

(有)むかむら商事 六ヶ村 健三  
 千年屋商事(株) 蒲生 龍一郎  
 (株)ハウジングブラザ山王 伊藤 寛之  
 合資会社 堀林造商店 堀 敏夫  
 (株)コクピット厚木 川村 正二  
 大器機械(株) 川合 章夫

### ◎会長感謝状受彰者(永年勤続)

厚木興業(有) 會田 義明  
 (株)濱屋 加藤 秀  
 山口電機(株) 山口 栄  
 (株)信和建設 鶴窪 由行  
 (有)富士産業 石井 利喜男  
 昭和産業(株) 島村 正明  
 合資会社 磯崎タイヤ商会 磯崎 聡  
 (有)飯山倉庫 飯原 菊枝

(有)山口製材

(有)宮ヶ瀬振興開発

(有)データツール  
 ケーワイ技術(株)  
 黄金井酒造(株)  
 (株)朝倉自動車

山口 秀行  
 尾澤 孝治  
 八田 繁芳  
 行本 一芳  
 黄金井 康巳  
 朝倉 弘一



▲表彰状受彰の六ヶ村健三氏(右)

## (一社)神奈川県法人会連合会の 法人会功労者表彰式

去る6月22日、横浜ベイシェラトンホテル&タワーズにおいて、上部団体の神奈川県法人会連合会の通常総会が開催され、終了後、法人会功労者表彰式が行われた。同席上では(公財)全国法人会総連合会長表彰状が伝達されるとともに、(一社)神奈川県法人会連合会の会長表彰状・感謝状が贈呈され、本会からは下記の方々が受彰された。

(敬称略)

### (公財)全国法人会総連合 会長表彰状受彰者

《県連関係》  
 (株)小島商店 小嶋 完治  
 《単位会関係》  
 (有)中山石材店 中山 常夫

(敬称略)

### (一社)神奈川県法人会連合会 会長表彰状受彰者

《県連関係》  
 (株)小島商店 小嶋 完治  
 (株)アールアサオカ 浅岡 國芳  
 《単位会関係》  
 (有)アイティージェイすずき 鈴木 武  
 (有)酒谷工務店 酒谷 伸幸  
 (有)アイオイ商事 落合 秀人



▲感謝状受彰の會田義明氏(右)

(有)細山電気  
 (有)東和自動車  
 (有)森田商会  
 (株)大塚建設  
 (株)小林リビング  
 星野土木(有)  
 (有)藤野建設  
 (株)大澤電機  
 (有)飯田企画  
 (有)エヌケイハウジング  
 金亀工業(株)  
 大矢酒造(株)  
 (株)ホロニクス  
 (有)ユーサン商事  
 エヌエッチテクノ(株)  
 且立オートモティブシステムズ(株)  
 (株)アイワプランニング  
 ◎会長感謝状受彰者  
 (新規会員獲得社数5社以上の者)  
 大同生命保険(株)  
 (株)七沢荘

細山 信  
 稲見 武夫  
 森田 寛  
 大塚 正道  
 小林 彌  
 星野 晃男  
 山根 幸子  
 大澤 宏  
 飯田 勲  
 中野 能孝  
 栗田 雄  
 大矢 雄  
 熊坂 英雄  
 柳川 直子  
 林田 正巳  
 小峯 悟  
 増田 秀樹  
 中谷 典子  
 澁谷 宏子

(株)アールアサオカ 浅岡 國芳  
 (株)小林リビング 小林 知彌

## 二、団体の部(敬称略)

◎会長感謝状受彰支部  
 (新規会員獲得社数の最高位の支部)  
 依知支部 16・5社

### ◎会長感謝状受彰地区

(新規会員獲得社数の上位5地区)  
 1位 旭町西地区 8・0社  
 1位 依知中地区 8・0社  
 3位 下荻野地区 7・5社  
 4位 南毛利北西地区 7・0社  
 5位 依知南地区 6・5社

### ◎大型保障制度 新規紹介協力感謝状受彰者(敬称略)

(株)コクピット厚木 川村 正二

### 通常総会の会場に会員企業のPRコーナーを設置

第4回通常総会の会場に「会員企業の無料PRコーナー」を設置した。8社の会員企業が出展され、自社商品の説明やパンフレット等の配布を行い、多くの出席者の目を引いた。



「クレームを直接言う方は、全体の何%いらっしゃると思いますか?」。こちらは、私が、いつもクレーム対応研修の始めに、受講者の皆さんへ問いかける質問です。

日本苦情白書の調べによりますと、その答えはおおよそ全体の4%といわれています。不快感や不満を感じ

「クレームを直接言う方は、全体の何%いらっしゃると思いますか?」。こちらは、私が、いつもクレーム対応研修の始めに、受講者の皆さんへ問いかける質問です。

日本苦情白書の調べによりますと、その答えはおおよそ全体の4%といわれています。不快感や不満を感じ

全社員が押さえておきたい

# クレームの基本とツボ

クレームコンサルタント 若山博美

の方が100人いらしゃったら、たった4人という結果です。

そのうちの残り96%の人たちのことを、サイレントクレイマーと言いますが、では、なぜ直接クレームを言わないのでしょうか。その理由は、

1. 二度とそのお店やサービスを使わないから、もういい。
  2. 時間や手続などかかりそうで面倒くさい。
  3. クレームを言って、更に不快な思いをしたくない。……こんな感じでしょうか!?
- しかし、直接クレームを言わない代わりに、サイレントクレイマーは、次のような行動を取り、自身の不快感や不満を解消するといわれています。
1. 家族や友人に不満の出来事や内容を話す(平均9~10人へ話す)
  2. SNS(フェイスブック・ツイッター・ブログ・LINEなど)を利用して書き込む。
  3. 二度とそのお店や商品

を利用しない、など……。つまり、4%のお客様には弁解や原因のご説明をするチャンスが与えられませんが、96%のお客様には、その機会さえ与えられないということなのです。

**近年のクレームの傾向と背景**

では、近年のクレームには、どのような背景や傾向があるのでしょうか。

1. 自身の価値観による正当性を主張する人の増加。
  2. 社会的ストレスの種類の増加。
  3. 組織・企業のサービスレベルの差の拡大。
  4. 顧客至上主義による権利の主張。
  5. 対応能力の差の拡大。……などが挙げられます。
- クレームは、お客様の「期待の裏返し」と、よく言われますが、利用者はそのお店やサービス、商品に対して、「どんな美味しいものが食べられるのかな。」とか、「どんなお得なサービスがあるのだろう。」、「スタッフは感じいいかな。」な

ど、利用する前にあれこれ「事前期待」をし、実際に利用したときの「利用実感」により、満足、不満足を感じるわけです。

その事前期待が大きければ大きいほど、利用実感が不満足な場合は、そのギャップの大きさに、人は裏切られた!と、不快感や不満を覚え、その感情から、苦情やクレームが起こるわけです。

では、どんなところに、お客様・利用者は不満を感じるのでしょうか。それが左の表です。

**お客様・利用者が不満を感じるポイント**  
(週刊ダイヤモンド 感動のサービスより)

1	店員が無愛想	75.9%
2	クレーム対応が悪い	48.6%
3	値段が高い	30.5%
4	品揃えが悪い	29.1%
5	商品に欠陥があった	27.3%
6	商品などの説明をしてくれなかった	26.7%
7	商品に不満があった	26.5%
8	トイレが汚い	25.9%
9	レジなどで長く待たされた	25.3%
10	駐車場が不便	20.6%

一般的なクレームは、ハード面(設備・施設)に関するものと、ソフト面(接

遇)に関するものがあります。

表でもお分かりの通り、お客様・利用者が不満を感じるポイントの第1位、第2位は、共にソフト面(接遇)のクレームです。

しかし、その不満・不快の感じ方や捉え方は、十人十色で、また、それをお店、企業に直接言うか否か、また伝え方も千差万別です。もちろん、中には、言い

がかり、執拗、悪質なクレームもありますので、見極めが必要になります。クレームをいうお客様、

利用者の心情は、大きく分けると2つあります。

まず、1つめは、「この不快な気持ちをどうしてくれるんだ!」という感情的問題、2つめは、「どう解決してくれるんだ!」という現実的問題です。

それも、たった1回でクレームを言う方は、全体の2.1%、2回でクレームを言う方は、1.8%、3回以上になりますと、その確率は75%とぐーんと高くなります。





しかし、3回も嫌な思いや不快感を感じながら、リピーターになって下さるそんな辛抱強いお客様・利用者は、いらっしやるのでしようか。

つまり、サービス提供者が、お客様・利用者の「不満の声」を、直接聴くことができるのは、氷山の一角。その氷山の一角の声には、お客様が満足する『貴重なお客様視点のヒント』が、たくさんあるわけです。

それらの大切なヒントに、企業、組織は、「改善の機会」と気づき、耳を傾けていくことが大切なんです。

結果、それが、顧客満足度を上げ、未然防止、再発防止となり、売上アップに繋がっていくわけです。

私は、前職でホテルの管

理職として、接客の仕事に携わってきましたが、これまで1,500件以上のクレーム・苦情の対応をしてまいりました。

研修やセミナー等で、あるあるクレーム事例やクレーム件数などのお話をさせていただきますと、皆さん、その内容や件数にとっても驚かれます。

しかし、それは、私どもの対応やサービスが決してレベルの低いものというのではなく、一般企業に比べて、ホテルは年中無休24時間稼働しているということと、一日平均200〜250名(年間約70,000名)のお客様がご利用されるわけですから、その勤続年数と考えれば1,500件という件数は、決して、多い件数ではないことがお分かりいただけると思います。

何よりお客様の小さな声にも、スタッフ全員で耳を傾けてきた結果のクレーム件数だと白負致しております。

### クレームの段階

- クレームは、すぐに対処できる小さなクレームから、長くこじれてしまう根深いクレームまで、段階があります。
1. サイレントクレーム (見えないクレーム)
  2. 一次クレーム (初期クレーム)
  3. 二次クレーム (発展クレーム)
  4. 三次クレーム (こじれたクレーム)
  5. 四次クレーム (クレーマーのクレーム)
- 上表からお分かりのとおり、クレームはできるだけ早い段階で、お客様・利用者の小さな声を拾い上げ、できれば、一次クレームの段階で、お客様のご要望やクレームを把握し、的確かつ迅速に解決できるクレーム対応力を身につけておくことが、とても重要になります。
- 上手なクレーム対応の基本手順については、次のとおりです。
- 【ステップ1】第一印象の

重要性……組織・企業の代表という意識を高く持つ。

【ステップ2】お詫び……ポイントを絞ってお詫びする。

【ステップ3】傾聴……心解りしながら、話を聴く。

【ステップ4】原因解明と説明……迅速に原因究明する。

【ステップ5】解決策の提示……「何を」「どうするか」

【ステップ6】今後の企業の姿勢……今後の改善について伝える。

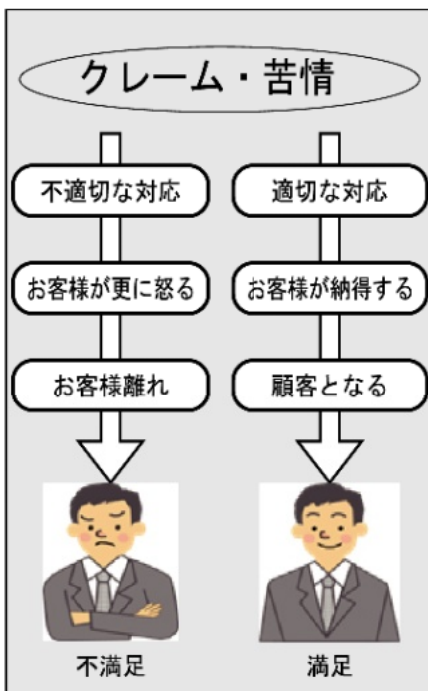
以上、基本手順に沿って、今後の企業の姿勢を示すところまでが、とても重要なポイントとなります。

最後に、「お客様・利用者が満足するポイント」について、ご紹介させていただきますので、ぜひ、従業員の皆様とご確認いただき、常日頃から顧客満足の向上に努め、いざというときのクレーム対応にお役立ていただけましたら、幸いです。

### お客様・利用者が満足するポイント

(週刊ダイヤモンド 感動のサービスより)

1	店員の挨拶が行き届いている	61.7%
2	質問に丁寧に答えてくれる	57.4%
3	商品の品質が良い	38.9%
4	品揃えが豊富	38.2%
5	クレーム対応が良い	38.0%
6	値段が安い	35.6%
7	ポイントなどの特典が良い	33.6%
8	トイレがきれい	31.4%
9	店員がお客様の名前と顔を覚えている	24.5%



# 税務署からのお知らせ

平成27年度

法人税関係法令の改正の概要（抜粋）

【法人税率の引下げ】

普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等に対する法人税の税率が23・9%（改正前25・5%）に引き下げられ

区 分		改正前	改正後
適用関係		平27.4.1前開始事業年度	平27.4.1以後開始事業年度
普通法人・人格のない社団等	中小法人又は人格のない社団	年800万円以下の部分	15%
		年800万円超の部分	23.9%
	中小法人以外の法人	25.5%	23.9%
一般社団法人等及び公益法人等とみなされているもの	年800万円以下の部分	15%	15%
	年800万円超の部分	25.5%	23.9%

（適用時期）平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

【問い合わせ先】 厚木税務署 電話 046 (221) 3261

ました。

また、中小企業者等の法人税率の特例について、適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。

## 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから、申請書・届出書については、平成28年1月1日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくこととなります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。

## 社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

### 1 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ


- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178


※ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

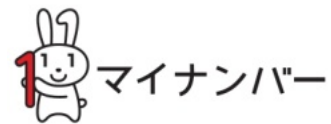
### 2 国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある  **社会保障・税番号制度** をクリック

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

### 3 法人番号の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある  **社会保障・税番号制度** をクリックし、「法人番号について（ご紹介コーナー）」をご覧ください。



## 平成27年度税制改正における

### 主な消費税の改正ポイント

平成27年10月1日から、海外から行われる電子書籍・広告の配信等のサービスの提供について消費税が課税されることとされました。この改正の主なポイントは以下のとおりです。

#### I 電気通信利用役務の提供に係る内外

##### 判定基準の見直し

電子書籍・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供（消費税法で「電気通信利用役務の提供」と位置付けられました。）について、海外から国内の事業者や消費者に対して行われるものも国内取引とされ、消費税が課税されることとされました。

海外（国外事業者）から、これらの役務の提供を受ける事業者は以下のⅡ～Ⅳの点にご留意ください。

#### Ⅱ 課税方式の見直し（「リバーシチャー

##### ジ方式」の導入）

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外の電気通信利用役務の提供とに区分されることとされました。

電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者からその役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、

## 国税の申告納税はe-Taxで!

◇税務署に向かわずに、自宅やオフィスから申告・納税でき、交通費や郵送料の**コストダウン**につながります!

国税庁e-Tax  
キャラクターイーター君



税理士の先生にお任せしているので…



という方は、税理士に「代理送信」をお願いしてください!!

◇法人(納税者)が電子証明を取得する必要はありませんので、**手間がかかりません**。先生に「送信」してもらっただけで申告完了。

## 地方税ならeLTAX



エルレンジャー

eLTAX(地方税ポータルシステム)との双方利用でより便利に。

厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等收受は、行っておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!

～ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ～

いわゆる「リバーシチャージ方式」が導入されました。

※1 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件などから、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。

※2 「リバーシチャージ方式」は、その課税期間について一般課税により申告をする場合で、課税売上割合が95%未満である事業者のみ適用されます。

Ⅲ 国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供について

は、その役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた場合、当分の間、その役務の提供に係る仕入税額控除を制限することとされました。

○適用開始時期：Ⅰ～Ⅲの改正は、平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

Ⅳ 登録国外事業者制度

Ⅲのとおり、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、その役務の提供に係る仕入税額控除が制限されますが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける「事

業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、その仕入税額控除を行うことができることとされました。登録国外事業者の名称等につきましては、登録次第、順次、国税庁ホームページで公表いたします。

平成27年度税制改正において以下の課税方式も見直されました。

V 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内事業者がリバーシチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました(平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用されます)。

※ 改正の内容については、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の見直し等について(国内事業者の皆さまへ)及び「国外事業者の皆さまへ」及び「国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直しについて」をご覧ください。



## 平成27年度 厚木税務署定期異動状況

(敬称略)

職名	新		旧	
	氏名	前任地	氏名	赴任先
署長	川邊 正 実	東京国税局調査二部 調査11部門 統括官	鈴木 忠 良	退職
副署長	鈴木 一 則	東京国税局課税二部 酒税課 課長補佐	吉田 憲 司	芝署 特別調査官・開発
特別調査官(法人担当)	亀谷 正 己	留任		
総務課長	藤崎 健 一	東京国税局査察部 査察総括1課 総括主査	安藤 司	八王子署 特別調査官(資産)
法人課税第1部門統括官	毛利 泰 浩	東京国税局総務部 税理士専門官	清水 孝 秋	渋谷署 法人課税 審理専門官
法人課税第2部門統括官	田中 薫	神奈川県 法人7部門 統括官	野谷 誠 治	東京国税局調査二部 主査
法人課税第3部門統括官	嶋原 光 夫	留任		
総務課長補佐	先崎 弘 樹	留任		
法人課税第1部門審理上席	根岸 和 之	留任		
法人課税第1部門源泉上席	田中 安 代	武蔵府中署 法人2部門 源泉上席	宇佐美 金 也	町田署 法人1部門 上席





▶ 青年部会研修会（経営セミナー）

青年部会は3月16日、厚木商工会議所において「経営セミナー」を開催し、地域の若手経営者など45名が参加した。講師にレーシングドライバーの加藤寛規氏を招き「常にチャレンジヤー 世界のサーキットで得たもの」をテーマに、全日本GT選手権や世界各国のレースに参戦し、モータースポーツの実体験で得た知識やノウハウ、経験を語っていただき、好評を博した。



▼ 新入会員歓迎研修会

3月20日、厚木商工会議所において本会へ入会された会員を対象に、新入会員歓迎研修会を開催した。当日は新入会員をはじめ、本会役員並びに新入会員の紹介者等を交えて、総勢49名が参加した。第一部の研修会では、浅岡副会長から「法人会をご理解いただくために」をテーマにした講話と厚木税務署の吉田副署長を講師に招き「税務調査」等について研修を行った。また第二部の歓迎会では、新会員の企業PRを兼ねた自己紹介等の時間を設け参加者相互の交流と親睦を図った。



▼ 源泉所得税実務講座

5月14日、厚木商工会議所において、21名が参加して初任者を対象にした源泉所得税実務講座を開催した。当日は厚木税務署担当官に講師を依頼し、月々の源泉徴収事務の仕方から納付書の記載等について研修した。



▶ 教養講座

（交通安全と事故防止）

3月30日、厚木市文化会館において、教養講座を開催し、17名が参加した。講師に厚木警察署交通第一課担当官を招き、主に高齢者向けの交通事故防止の講習を受け、大変好評でした。



▼ 全国女性フォーラム（福岡大会）

4月16日、ヒルトン福岡シーホークホテルにおいて、上部団体の全国法人会総連合主催の第10回法人会全国女性フォーラムが華やかに開催された。全国から約1,650名の女性部会員が集まり、本会から2名が出席した。同大会では社会貢献活動や租税教育の事例発表、大会式典等が盛大に行われた。また、記念講演として地域エコノミストの藻谷浩介氏が「女性がつくる日本・地域の元気」をテーマに講演を行い好評を博した。



▶ 経理実務研修会

5月22日から厚木商工会議所において、初級者を対象にした経理実務研修会（5回シリーズ）を開催し、15名が受講した。税理士会厚木支部所属の佐藤実税理士に講師を依頼し、仕訳の仕方や帳簿のつけ方、決算書の作成方法など、簿記とその関連事項について研修した。



▶ 女性部会税ミナール

女性部会は6月3日、厚木市文化会館において、税ミナール（研修会）を開催し、17名が参加した。当日は厚木税務署担当官に講師を依頼し「最新の税情報を知っておきたい税情報」をテーマに研修した。





## チャリティー金を各市町村へ寄贈

去る3月26日、小嶋会長はじめ、山田担当副会長、大川担当副会長、安齋委員長は、当会管轄区域の厚木市、愛川町、清川村を訪ね、昨年10月に開催したチャリティーゴルフ大会と12月のチャリティーパーティーの席上で実施した募金活動によるチャリティー金（総額42万円）を各市町村に配分して、社会福祉事業に役立てていただくようお願いし寄贈した。



▲左から山田副会長、小嶋会長、愛川町の小野澤町長、大川副会長、安齋委員長

## ▼源泉部会定例研修会（もうすぐ始まるマイナンバー）

源泉部会は6月11日、厚木アーバンホテルにおいて、定例研修会を開催し、80名が参加した。当日は社会保険労務士の三嶽忍氏を講師に招き「もうすぐ始まるマイナンバー（企業編）」をテーマに企業のマイナンバー対応等について研修し、大変好評だった。



▲改正税法説明会  
6月15日、厚木市文化会館において、厚木間税会と共催で税制改正をテーマに説明会を開催し、33名が参加した。厚木税務署担当官に講師を依頼し「平成27年度法人税法等の改正の概要」と「マイナンバー制度の概要」を中心に研修した。



## 税の絵はがき入賞作品



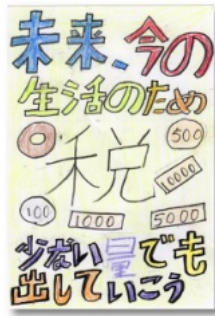
## 税に関する 絵はがきコンクール



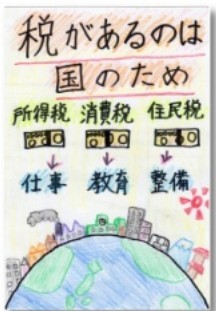
▲厚木税務署長賞



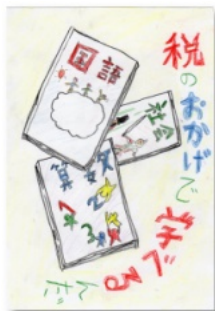
▲女性部会長賞



▲法人会会長賞



▲佳作



▲佳作



▲優秀賞

女性部会では、上部団体の全国法人会総連合の「税に関する絵はがきコンクール」の事業に賛同し、租税教育活動の一環として、管内（厚木市・愛川町・清川村）の小学校6年生を対象に、本コンクールを実施した。子どもたちに、税金が生活の中でどのように役立っているのか、税の大切さや税の果たす役割な

ど、理解と関心を深めてもらうために、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われる仕事などの「税に関する絵はがき」を募集し、多くの作品が集まった。応募作品は、女性部会の役員をはじめ、厚木税務署担当官による厳選な審査の結果、会長賞1点、女性部会長賞1点、税務署長賞1点、優秀賞1点、佳作2点の入選作品が決定された。また、応募作品は厚木税務署の確定申告会場や厚木市役所のホールミニギャラリー等に展示され、多くの来場者の目を引いた。





## インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



### 【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで  
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)  
公益社団法人 厚木法人会 事務局  
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808  
E-mail: info@a-net.or.jp

#### 個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

平成27年10月1日に  
「国勢調査」が実施されます

国勢調査  
2015

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な統計調査です。

平成27年度国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを収集し、調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など私たちの暮らしのために役立てられます。

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査が行われます。紙の調査票は調査員に直接提出するか、郵送でも提出できます。

日本の未来をつくる国勢調査に御協力をお願いします。

### 【無料相談のご案内】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所  
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階  
電話(046)224-7731
- 浅岡信一税理士事務所  
厚木市旭町2-2-18  
電話(046)229-7030
- 和田明税理士事務所  
愛川町春日台5-4-8  
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人  
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階  
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所  
厚木市栄町1-5-4-504  
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所  
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階  
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所  
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301  
電話(046)221-5556

## 新入会員紹介

期間 [平成26年12月～平成27年6月]

地区・支部名	会 員 名	地区・支部名	会 員 名
寿 町	オーエステンプ 株式会社	睦 合 南	有限会社 トップトレーディング
中 町	株式会社 KMスマートライフ さがみオフィス	妻 田 第 1	有限会社 ホームワールド日本住販
厚 木 西	株式会社 ARK	妻 田 第 1	株式会社 稲田稲吉
厚 木	有野物流管理シミュレーションズ	依 知 南	有限会社 アーキプロシード
厚 木	株式会社 志智創健	依 知 南	かねだ亭
厚 木	行政書士 佐々木徹事務所	岡 田	株式会社 シフト
旭 町 西	弁護士法人 前島綜合法律事務所	南 毛 利 北 西	株式会社 RTカンパニー
旭 町 西	株式会社 エム・エス・アイ	南 毛 利 南	めぐみ寿司
下 荻 野	トーマス	愛 川 第 1	M a m m y
荻 野 上 中	株式会社 モウマンタイ	愛 川 第 4	株式会社 ヨビケン
睦 合 北	株式会社 T S Y . S	内陸工業団地	株式会社 MORE CLEAN
睦 合 南	葉山建装	—	—

# 第10回地域ふれあい講演会のご案内

公益社団法人厚木法人会では、スポーツキャスターの舞の海秀平氏を招き、地域住民のみなさんを対象に「第10回地域ふれあい講演会」を開催いたします。お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。  
(手話通訳あります)



平成27年10月19日(月)

受付 17:00

開演 18:00~19:50

会場 厚木市文化会館大ホール

参加費/無料  
1,400名  
(先着順)

※駐車台数に制限があり、駐車できなくなる場合がありますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

講演テーマ 「夢は必ずかなう」

スポーツキャスター  
舞の海秀平氏

【お申し込み】

◎参加希望の方は、法人会事務局まで電話(046-221-1055)でお申込みください。

電話での受付時間：平日の午前10時~午後5時(土・日及び祝日は除きます。)

◎FAXまたはメール等でお申込みされる場合は、①参加者名、②電話番号、③FAX番号、④複数で参加の場合は合計人数を明記のうえ、お申込みください。FAX番号(046-222-3808) E-Mail info@a-net.or.jp

【共催】 厚木市

【協賛】 一般社団法人神奈川県法人会連合会 東京地方税理士会厚木支部 厚木納税貯蓄組合総連合会

【後援】 厚木税務署 神奈川県  
愛川町 清川村

一般社団法人厚木青色申告会 厚木間税会 神奈川県中央小売酒販組合 厚木優申会  
厚木商工会議所 愛甲商工会 大同生命保険(株) A I U損害保険(株) アフラック (順不同)

厚木法人会会員のみなさまへ



ハートピアは、勤労者の総合的な福祉事業を行うことを目的として、共済給付(永年勤続慰労金・小学校入学祝金等)や各種助成(人間ドック・宿泊等)、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を展開しております。

会費は、お一人につき月額600円(事業主2分の1以上負担)で加入できます。

厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住の勤労者は個人会員として加入できます。

詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。



(公財) 厚木市勤労者福祉サービスセンター  
(ハートピア事務局)

〒243-0018 厚木市中町3-16-1

厚木市役所第二庁舎8階

TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611

URL <http://www.atsugi-heartpia.or.jp>

e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp